

銀証ファイアーウォール規制について



INTERNATIONAL BANKERS
ASSOCIATION OF JAPAN

令和2年10月26日
一般社団法人 国際銀行協会

1. 国際銀行協会の立場

幣協会は、以下の理由から、銀証間の顧客情報共有禁止規定の撤廃を要望

- 弊害を生むのは情報の不適切な利活用（情報共有自体は弊害を生まない）
- 情報共有禁止規定が、日本の国際金融都市構想の障害に
- 顧客情報の適切な利活用は、顧客サービス向上及び金融機関における利益相反管理態勢高度化に貢献

1(1) 情報共有 ≠ 弊害発生

弊害を生むのは不適切な情報利活用。情報共有自体は弊害を生まない (1)

➤ 情報共有されなくとも、利益相反の顕在化等は起こりうる

(例: A社B社間で顧客情報共有無し)

金融グループ内のA社が顧客に対してエクイティファイナンスを提案する一方で、同じグループ内のB社は当該顧客から貸金を回収することを提案

1(1) 情報共有 ≠ 弊害発生

弊害を生むのは不適切な情報利活用。情報共有自体は弊害を生まない (2)

- 利益相反の顕在化等に対しては、他法令等が手当
 - 金融商品取引法：利益相反管理態勢構築義務、優越的地位濫用防止義務等の弊害防止措置
 - 顧客本位の業務運営の原則
 - 独占禁止法、個人情報保護法
- 弊協会の会員金融機関においては、利益相反管理態勢、顧客本位の業務運営原則遵守等は、実務として定着

1(1) 情報共有 ≠ 弊害発生

弊害を生むのは不適切な情報利活用。情報共有自体は弊害を生まない (3)

- 迅速な情報共有は、むしろ、利益相反管理態勢に貢献
 - グローバルに運営する利益相反管理システム (後述)
 - 迅速な情報登録が、利益相反状態の早い発見につながる(弊害防止措置に貢献)

情報共有禁止規定： 前広に入口で規制をかける形式的事前規制

- 情報の適切な利活用が、顧客の利益拡大・顧客の機会損失軽減に貢献 (後述)

1(2) 国際金融都市構想とFW規制

情報共有禁止規定と日本の国際金融都市構想（1）

➤ 外資系金融機関が、日本へAPAC統括機能に移管できない理由の一つ：

情報共有禁止規定の存在：

- 顧客情報共有規制に対応するため、日本独自のシステム、データベース運営、リスク管理態勢が必要
- 実務での障害：
 - 顧客情報を取扱う営業会議や、リスク管理会議（外資系では第1線営業担当者も参加）にて、東京営業担当者が一時的に退席をする対応が必要
 - 外資系では第1線がマネーロンダリング対応として情報収集するところ、顧客情報共有規制がネックとなり情報収集が困難

1(2) 国際金融都市構想とFW規制

情報共有禁止規定と日本の国際金融都市構想（2）

- 過度の規制 ⇒ 業者における規制対応コスト負担
 - 外資系金融機関が参入・退出を検討する際、当該市場における収益性に加え、規制対応のコストの多寡も判断要素の一つ

国際金融都市構想の実現：

- 他主要国規制との、合理的な範囲の同等性を確保することは重要

1(3) 顧客サービス向上

顧客情報の迅速かつ適切な利活用が、顧客サービス向上に貢献（1）

顧客のメリット：

- 適切な内容・タイミングで商品・サービス提案・提供をうけることが可能
 - 迅速な情報共有によって、顧客にとって最適な商品・サービス（ファイナンス、為替取引、CMS等取引、資産運用等）提案・提供を早期に行うことが可能
 - 顧客における機会損失が軽減
- 現行のオプトイン・オプトアウト等の実務対応から、顧客は解放される
 - 社内承認プロセスに時間がかかる場合多い⇒機会損失発生の可能性
 - （情報共有が同意されていない場合）業者による顧客に対する定期的な本人確認や取引ニーズにつき、銀行・証券双方から照会されるため対応が煩瑣

1(3) 顧客サービス向上

顧客情報の迅速かつ適切な利活用が、顧客サービス向上に貢献 (1)

同意書提出先から翻意されるケースはほとんどない実態:

- 情報共有について多くの顧客が“弊害”を感じていない証左
 - 弊協会会員の大方の顧客は、グループ一体でのサービスをご希望
- 顧客目線での、FW規制検証が必要

1(3) 顧客サービス向上

顧客情報の迅速かつ適切な利活用が、顧客サービス向上に貢献 (2)

金融機関側:

- 迅速な商品・サービスの提案が可能
 - 同意書取得に時間がかかる事例が多く、親子法人等である資産運用会社とのタイムリーな協働が困難(初期検討段階に顧客宛て提案ができない)な事態を回避することが可能 (提案できない=顧客に機会損失発生)
- 利益相反管理高度化に貢献:
 - 早期の案件登録 ⇒ 早期の利益相反事象可能性の検知が可能
- リスク管理態勢高度化に貢献:
 - 外資系金融機関では第1線がリスク管理に関与

2. 利益相反管理

外資系金融機関の利益相反管理

- 2008年以前より、グローバルベースのシステム、データベースにて管理
 - 日本仕様の開発例あり
- 内部管理部門の必要最低限の人員のみアクセス
- 年々高まる利益相反管理への要求水準に応えられる高度な態勢を確立
 - 金融規制の高度化、ESG投資の必要性、環境問題、人権問題等の、新しい視点からのより深度ある分析や、情報拡散が早い今日における風評リスクを踏まえた判断が年々必要になってきている

2. 利益相反管理

利益相反管理(コンフリクトクリアランス)について

- 利益相反を特定し、解消する仕組み
- グループ全体の顧客との重要な取引情報(過去分含む)を共有
- データベース(DB)への速やかな案件登録は、役職員の義務
 - 法人関係情報等を網羅的に登録
 - 速やかな案件登録⇒早期の潜在的利益相反状態を検知が可能
- 利益相反のある取引が検出された場合、利益相反の内容・程度を確認し、解消方法を個別に検討

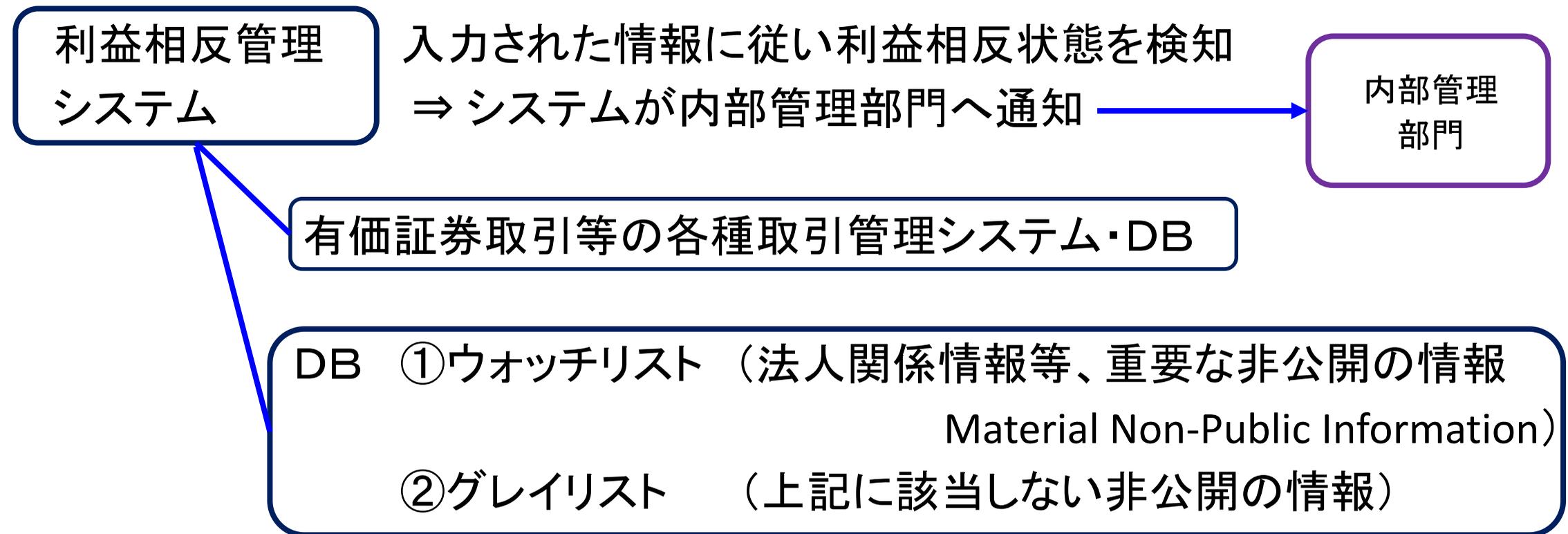
2. 利益相反管理

コンフリクトクリアランスの運用:

- 重要な非公開の情報をウォッチリストに登録:
 - M&A情報、株式発行等の法人関係情報等
- 上記以外の非公開の情報もグレイリストへ登録(又は取引システムから転送):
 - 有価証券売買等の取引情報、顧客への提案内容等
- 利益相反管理システムが利益相反の可能性を検知⇒内部管理部門へ通知
 - 法令抵触の有無確認
 - 法令上問題ない場合、営業部門も検討に参加
 - それでも決着がつかない場合は、必要に応じ経営陣も関与

2. 利益相反管理

幣協会会員の利益相反管理 システム構成イメージ(例)



2. 利益相反管理

- 利益相反状態の解消方法（事案次第）：
 - 顧客に利益相反管理状態を開示・説明し、承諾を得る
 - 複数の取引がある場合などは、内部管理部門担当者を適切に配置してモニタリング実施。情報隔離を徹底
 - 上記でも解消が難しい場合：
 - 取引の変更
 - 場合によっては取引中止

2. 利益相反管理

利益相反管理態勢をサポートする要素

➤ 社内教育:

□ 定期的なトレーニングをとおして、コンプライアンス・マインドを醸成

➤ 企業文化:

□ 第1線(営業)は“攻め”と“守り”の立場 ~ 意識の徹底

- 不明な点は法務コンプライアンスへ照会・相談

□ 短期的利益追求からの脱却:

- 長期的視野で収益を考える仕組み: deferred payment等

3. 最後に：情報共有禁止規定の撤廃を

- 弊害を生むのは情報の不適切な利活用（情報共有は直ちに弊害を生まない）
 - 形式的事前規制は廃止
 - 前広な情報共有は、むしろ利益相反の発見につながる
- 情報共有により、顧客サービス向上
 - 迅速に顧客ニーズに合ったサービスを提供可能
- 日本の国際金融都市構想に貢献
 - 情報共有禁止規定対応は国際金融都市構想を阻む要因